

令和7年第4回 北海道議会定例会〔予特（総括）〕開催状況

開催年月日 令和7年12月10日（水）
 質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員
 答弁者 北海道知事 鈴木 直道

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
一 原発・エネルギー政策等について （一）再生可能エネルギーと開発行為等について 1 悪質性判断の根拠について 再エネ開発行為について、知事は釧路市北斗の太陽光発電事業者を「悪質性が高い」と認識を示しました。そのように判断した根拠は何ですか。 2 土壌汚染等への対応について 釧路市北斗の太陽光発電建設現場では、土壌にガラス片やプラスチック片が確認されています。道は当該事業者に対して行政指導で土壌調査結果の早期報告を求めていると承知していますが、土壌汚染が確認された場合、また飲用井戸への影響が考えられる場合、どのように対応するのでしょうか。 3 悪質性の高い事業者への対応について 道は、先般「北海道発 共生3原則」を発出し、既に行政指導を再三にわたり繰り返していますが、未だ問題は解消されておりません。複数の工事計画でいくつも違法行為を行っている事業者に対し、知事は、工事中止を含む厳しい措置を行わないのでしょうか。	（知事） 釧路市北斗の太陽光発電事業計画についてであります。当該事業においては、森林を開発する際に必要な許可を得ずに開発行為が行われたほか、土壌汚染対策法などに基づく届出の遅延に加え、道から再三の指導にもかかわらず、土壌調査の履行に至っていないところであり、こうした法令違反などの状況を踏まえ、悪質性があるものと考えているところでございます。 （知事） 土壌汚染等への対応についてであります。本計画については、今月1日に事業者から土壌調査に係る実施計画書が提出され、来年1月13日から土壌汚染のおそれの有無を確認するための調査が着手される予定であります。 土壌汚染対策法では、この調査の結果、道が、事業計画地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるときは、事業者に土壌汚染状況調査と結果報告を命ずることとされています。 この結果、汚染状態が環境省令に定める基準を超過した場合は、地下水の飲用など土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるときは、土壌汚染の浄化などの措置が必要な「要措置区域」に指定し、また、健康被害が生じるおそれがないときは、土地の形質変更を行う場合に事前の届出が必要な「形質変更時要届出区域」に指定し、指定区外への汚染土壌の搬出を規制することとされております。 （知事） 再エネの導入への対応についてであります。道では、このたびの釧路市での違反事案を踏まえ、まずは、法令の中でできることを徹底して行うことが重要と考え、市町村からのご意見などを踏まえ、このたび、道独自の取組として、地域との共生に関する私からのメッセージを新たに策定し、事業者の方々に直接お渡しし、その遵守を強く求めているところでございます。 また、法令違反が発覚し、中止勧告に従わない場合は、中止命令を発出といった厳しい措置を取っていく考えのもと、悪質性が高いと判断される事案については、行政指導を経ずに監督処分を実施できるよう、関係法令の運用を見直し、違反には厳正に対処することとしています。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
【再質問】 関係法令の運用を見直したとの答弁でしたが、副知事自ら事業者に行政指導している土壌汚染対策法については、運用の見直しを行わなかったのはなぜなのか。「共生３原則」は、結局何の実効性も持たないものになってしまうのではないのでしょうか。 【再々質問】 指導し、工事は止まっているということですが、行政指導に従わない、悪質性があると知事が明言したわけですから、具体的な対応ができないということでは、これは知事の発言、単なるパフォーマンスということになってしまうのではないのでしょうか。 実効性のある、より強い対応を行うべきではないかと考えますが、いかがですか。	（知事） 土壌汚染対策法についてであります。今回の関係法令の運用の見直しは、中止命令という措置がある法令について、法令違反が発覚し、中止勧告に従わない場合、中止命令の発出といった厳しい措置を取っていく考えのもと、悪質性が高いと判断される事案については、行政指導を経ずに監督処分を実施できるよう見直したものでございます。 一方、土壌汚染対策法の対応としては、現在、事業者には土壌調査の実施を求めており、その結果が判明するまでは、工事を再開しないよう指導しており、工事は止まっているところでございます。 （知事） 再エネの導入への対応についてでありますけれども、道独自の取組として、地域との共生に関する私からのメッセージを新たに策定をし、事業者の方々に直接お渡しをし、その遵守を強く求めています。 法令違反が発覚をして、中止勧告に従わない場合は、中止命令を発出といった厳しい措置を取っていく考えのもと、悪質性が高いと判断される事案については、行政指導を経ずに監督処分を実施できるよう、関係法令の運用を見直し、違反には厳正に対処することとしております。各法律がそれぞれございますので、その法律のなかで、今、申し上げたような姿勢でしっかり対応していきたいというふうに考えます。